

平成 28 年第 15 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

平成 28 年 11 月 24 日 午後 2 時 59 分開会

午後 4 時 32 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 平敷 昭人	委員 喜友名 朝春	委員 新崎 速
委員 照屋 尚子	委員 玉城 きみ子	委員 泉川 良範

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	宜野座 葵	参事	新垣 悦男
総務課長	親泊 信一郎	教育支援課長	登川 安政
施設課長	識名 敦	学校人事課長	新垣 健一
県立学校教育課長	半嶺 満	義務教育課長	石川 聡
保健体育課副参事	宮城 弘之	生涯学習振興課長	佐次田 薫
文化財課長	萩尾 俊章		

4 議事関係

(1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 平成 28 年第 14 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 28 年第 14 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、泉川委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項 1・沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正する規則）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正する規則）について報告を行った。

【質疑等】

- 教育長 法律改正に伴って、関係書式を「中学校」とか限定的に規定している部分を広く対応できるようにしたということですね。
- 学校人事課長 そうです。

報告事項 2・沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令）について報告を行った。

【質疑等】

特になし

報告事項 3・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「平成 28 年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「平成 28 年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 2 番目の「県立高校電子黒板整備事業」についてですが、これは全県立高校に設置する予定ですか。
- 総務課長 今回は普通高校の 40 校に 445 台を整備するという予定でございます。
- 教育支援課長 只今の説明を補足いたします。今回の補正予算では普通高校 40 校に 445 台設置予定ですが、今後平成 32 年度までに全学校の普通教室全てに 1,227 台を順次整備していく予定でございます。

報告事項 4・平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果等の概要

【説明（義務教育課長、県立学校教育課長）】

資料に基づき、平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果等の概要について報告を行った。

【質疑等】

- 玉城委員 公立小中学校の不登校が 149 名増とずいぶん増加していますが、その要因において、「あそび・非行」が中高では多い中で、小学校では「その他」の理由が多くを占めています。「その他」の理由というのは、不登校の要因としてははっきり見えないということですよ。ということは、貧困問題とも大きく関わっている可能性があるかなと捉えることができるのですが、学校現場においては、そういった場合、校内研修として社会保障制度についての研修や、地域の民生委員・児童委員等との交流・情報交換会等を行う必要があると考えます。現在そのような取り組みがどの程度行われているのか、把握されていたら教えていただきたいと思います。
- 義務教育課長 小学校の不登校の「その他」の区分で、18 ページ（3）クロス集計の一番右側に記載されているとおり、「家庭に係る状況」が 35.6%と大きな割合を占めております。そのような現状で、各市町村とも中学校を中心とした各生徒指導連絡協議会等を設置しており、民生委員・児童委員も含めて情報交換をやっている事案というのはたくさんあります。その中で、家庭に出かけていく民生委員・児童委員、そしてスクールカウンセラー・ソーシャルワーカーがいますので、まだ十分とは言えませんが、この方々の活動によって改善した事案というものもございます。特にスクールソーシャルワーカーについては、各教育事務所で研修会等を開いて資質向上に努めているところですよ。
- 照屋委員 同じく不登校についての質問です。小学校、中学校での「あそび・非行」や、小学校の「無気力」や「不安」の傾向が高くなっていますが、普通クラスの中にも、パステルゾーンといいますか、ちょっと発達のでこぼした児童・生徒がいると思います。その生徒達が特性を持っているということを先生方は気づくことはできると思いますが、その児童・生徒達をどのように支援していこうかという事までには至っていないと思います。それが数字に現れているのではないかと考えているのですが、特別支援教育の発達障害についても、管理職の悉皆研修はなされていると思うのですが、それを管理職が受け止めないで校内に持ち帰らずスルーしてしまうと、校内研修でシェアすることができないわけです。これは文部科学省の調査なので「問題行動」となっているのですが、指導ではなく、支援という視点に教師一人一人が意識改革をしないといけないと思っております。小学校の情緒不安定による「器物損壊」が 43 件という件数が出ており、そういったことから、生徒一人一人にあった支援の仕方というものを教師の間で共有できて、学校で組織として動いていけたらいいなと希望しております。また、確認ですが、不登校の数字の中にはアメラジアンスクールとか、

クリスチャンスクール等の民間のフリースクールに通っている児童生徒の数は含まれているのでしょうか。学校では不登校として扱われていると思うのですが、この調査においても不登校として含まれているのでしょうか。

- 義務教育課長 情緒障害ということで、二次的な障害でトラブルが起こって、器物損壊等があるという話はよく聞きます。県内には特別支援教育に関するそれぞれの研究会があるのですが、今年度から情緒障害教育の委員会が発足します。明日、嘉手名町でその第1回研究大会が開催される予定で、先生方・管理職の意識向上を進めているところです。また、フリースクール等については教育課程編成中ではありませんので、フリースクール等に通っていても同調査の不登校の数に含まれています。
- 照屋委員 フリースクールに通っている生徒達は、不登校の要因の「その他」というところに含まれているのですか。
- 義務教育課長 フリースクールに通う要因として、「無気力」であったり、「不安」であったり様々ですので、各々の要因に含まれております。そのため、フリースクールに通っている生徒全てが「その他」に含まれているわけではありません。
- 教育長 ここでは国立・公立・私立の小中学校で不登校になっている数という面で捉えていますから、学校を不登校になってフリースクールに通っている生徒数は押さえていないということですね。
- 義務教育課長 この調査では、学校の中で不登校の子は1人でカウントするのですが、フリースクールに行っている子も、家にいる子も、1人で統計処理されています。
- 教育長 つまり、不登校にカウントされていてフリースクールに通っている子がいるけれども、この調査ではこの子がどこに行っているかは見えないということですね。
- 義務教育課長 はい。
- 玉城委員 不登校が増えるにつれてフリースクールに通う児童生徒は増えてくるのではないかと、そのような思いがございしますが、フリースクールに通っている子に対しては、これは在籍校の出席日数とみなすとか、そういうこともあったような気がしますけれども、いかがですか。
- 義務教育課長 例えば、各市町村で作っている適応指導教室として青少年センター等に登校している子は出席日数としてカウントしています。宜野湾市のようにアメリカンスクールに通っている子ども達は出席日数をカウントしている市町村もあります。また、過去に私が読谷村にいたことがあるのですが、読谷中学校の隣に沖縄カトリックがありますが、このクリスチャンスクールに通っている子は出席日数をカウ

トしないということで読谷村は対応していました。

- 玉城委員 市町村によって、カウントするか、しないかを決めているということですか。
- 義務教育課長 市町村とアメリカンスクールが協約を結んだのかは、ちょっと勉強不足で分からないのですが、こういうことで出席をカウントしますよという施設はあるかなと思います。
- 照屋委員 アメリカンスクールに関してですが、那覇市在住であったり、浦添市在住であったり、宜野湾市在住であったり、生徒は様々な地域から通っていると思いますが、市町村によって対応が違うということを知ったことがあります。学習を保証して進学を助けるという意味では、保障してあげた方が良いのではないかと個人的には思います。市町村によって対応が違うというのは問題ではないかと思えます。
- 義務教育課長 そのような子ども達のために、もう少し働きかけができればと考えてはおります。今後状況を把握していきたいと思えます。
- 泉川委員 問題行動と捉えず、支援を必要としている児童・生徒をどう支援していくかということで、県立高校に関して言いますと、クリニック等で診たり、地域の高校等に行った際に、ここ数年非常に改善しているというのを実感しているところです。この統計に関して4年前の説明では、高等学校の不登校と中途退学を一方的に一面だけで見ないで、両方一緒に見ないと全体が見えないということでした。当時、中途退学が多いという課題から、その中途退学をどうにか減らしたい、適切な進路が望ましいということでありましたけれども高校で学んでもらいたいということで、中途退学をさせないように色々と指導をしますと結果として不登校が相対的に増えるという傾向がありますということがありました。この件に関して現状を見てみますと、不登校が減っている現状で中途退学も減ってきています。このことは、無事に卒業している生徒も増えてきていると見ています。かつては、中途退学と不登校を一面的に見ないで欲しいということでしたが、最近は両方見ても、生徒さんを包含していく学校の体制・考え方が浸透してきていると思えます。非常に素晴らしい数値ということまでではないかもしれませんが、この4年間を見ている中では改善しているのを感じます。同じように小学校・中学校の義務教育で、学習症を想定した個別支援・特別支援という視点が少しずつ増えてきているのではないかと見ているのですが、なおまだ足りないという印象を受けます。小学校の不登校でありますとか、理由がよく分からないということも含めて、クロス集計で学業不振云々というのがこの表でも出ていますが、これは学校の勉強を強制されたからという発想ではなくて、学ぶことをやり始めたが、学習症とまでは言えないにしても書字に関連して非常に困難があるとか、算数に関して個別的に困難があるとかは私もクリニックでよく見かけるもので、これは限られた生徒たちではなくて、比較的、相対的にはもっと多いと認識しています。そのような

生徒に対して、学校側がわかる授業の工夫というのが、全体でのわかる工夫という改善と併せて、個別の分かり難いという課題に対してのスキルというものを少し学ばなければならないと思います。最近設立された情緒学級の研究会やLD研究会等からの支援をもっと広げていくと改善していくのではないかと考えています。そういった面で、話を少し広げると、子どもを支援する個別支援・特別支援と言いますと、いわゆる通級指導というジャンルになっていくと思いますので、今後はそういう学習支援、学力ということではなく、学習症の子ども達の特性に合わせた通級指導を拡充していく中で、全ての子ども達が学びやすくなる、分かりやすくなることができているのではないかと期待をしています。

- 義務教育課長 通級指導も含めて、ユニバーサルデザイン授業も念頭に置きながら授業改善を行っていきたいと思います。
- 喜友名委員 いじめについての認知件数について、前年度の 985 件から今回 2,217 件と大幅に増えていると言えるのかは分かりませんが、それだけ学校現場でいじめに対する認識が高まっているのかなと思います。やはり、学校現場でいじめに対する意識を高めていくということは、非常に大切なことだと考えております。そこで、今後、いじめに関連する問題が起こらないように取り組んでいく必要があると思いますが、この調査結果を今後どのように活かしていくか、そこら辺を説明していただけますでしょうか。
- 義務教育課長 増えた要因は、先生方に些細なことでも見逃さないという研修をしていることが大きな要因だと考えております。それ以外には、いじめ防止対策推進法の中でいじめの具体例を列挙していますので、本当に些細なことでも対応し、改善に向けて努力していくということは大切なことだと思います。平成 24 年度に調査した時に数が増え、そして、これまでは見逃されていたことをしっかりと事案として、平成 27 年度においては調査したので、また増えたのだと思われれます。今後、平成 27 年度で増加したいじめの認知件数が、平成 28 年度の取組みで数が減っていけばと思います。
- 喜友名委員 いじめられている子どもにとっては、些細なことでも積み重なったり、数多くそのような行為を受けている場合には、非常に深刻な状況になる可能性はあるわけで、そのような意味でも、学校現場での意識を高める取組みをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 新崎委員 いじめの認知件数についてですが、平成 24 年度は大津の事件もあり、細かい事についても報告することとなり、認知の仕方が変化して増加したということは理解できます。平成 27 年度においても、法律により事案が示された結果、細かい認知の基準が確立され認知件数が増加していると思います。つまり、多い年というのは、早期発見の意識が浸透して、丁寧に調査した結果だということは理解していますが、逆に急激な減少、問題解決の結果であれば良いのですが、いじめ把握の意識の薄れに

よるものが入ってないかどうか。学校現場の実態からすると、短期間でそれほどの違いがあるのかと疑問に思います。やはり、学校現場の対応・関心の薄れが認知件数の減少に繋がっているのではないかと、それを留意すべきではないかと思えます。特に指導の対応とも関わって、適正な実態把握というのは大事だと思いますので、是非この辺、減少した部分について、多い部分に関しては細かい部分まで確認されて、それが指導に繋がっていくと考えれば安心なのですが、逆に少なくなった、しかも増加した次の年にその基準で調査するはずなのですが、極端に数が少なくなっているわけですよ。そういう認知の減少に、対応や関心の薄れ等がないか、その辺も留意する必要があるのではないかと感じます。

- 義務教育課長 意識の薄れがないように、私どもも注視していきたいと思えます。一定の解消が図られた継続指導中という件数が増加すれば良いなと考えているところです。
- 新崎委員 いじめの現在の状況というものがあって、単に数字だけではなく、このように指導を進めていますという、問題になった状況だけではなく、良くなった状況も示していますので、やはり保護者としても安心するのではないかと思えます。文部科学省の報告では、いじめの大半が解消できているという話なのですが、数%が解決できなくて、それがエスカレートし自殺に繋がったという深刻な状況も報告されています。その辺も把握ができるということで、17 ページの(4)の表は非常に良いなと感じました。数が多いというのはある意味では安心できます。指導されているな、という理解ができるわけですから。
- 教育長 同じ考え方で調査把握はしているとは思いますが、そのような観点がないかという委員のご指摘を踏まえながら、しっかり把握に努めていくことが大事なのかなと思えます。
- 新崎委員 教師の意識によって、認知できるかどうか、その判断が変わると思えますので、その点に関してしっかり留意していくことが大事だと思います。
- 照屋委員 中学校の「あそび・非行」の傾向で、「学校のきまり等の問題」が 84.8%と非常に高い数値なのです。私の周りでも、服装違反をしたとか、学校の提出物を出さなかったとか遊び・非行をして、先生のところへ親も同伴で謝り行かないと教室に入れないとかですね。校則で厳しく縛って生徒を排除しているという状況が依然としてあるようです。家庭が支援できる生徒は親と一緒に学校に来て謝って教室に入れてもらうことができますが、その仲間の中で家庭に対しても支援が必要な場合は、親が来てくれないため教室に入れず、生徒は家に帰ります。その子が家に帰ったら、教室に入れた友達も彼が学校に来ないからまた彼の家にたむろするという悪循環になっているケースを聞いています。生徒指導という上から目線の指導ではなくて、どうやったら学習保障できるのか、学校に登校できて皆の中で学習活動できるのかという支

援の視点で指導してほしいと思っております。まだまだこの数字が高いということは、校則で厳しく縛っている現状があるのではないかと思います。

- 義務教育課長 例えば茶髪だとか服装が乱れている子に対して、直してから登校しなさいという指導が数年前から非常に多かった。学校の理由としては、乱れた服装をしている子が学級にいと他の子に影響があるのではないかと、そういう視点で見る先生方もいるということです。今は、まずは学校に登校させるという意味で、教室には入れないにしても別室で教育相談をする等、服装を直す前に登校させようというような指導を行うように、生徒指導主任の研修会等で強く言っているところです。
- 玉城委員 県立高校中途退学について、平成 23 年度から段々と良くなっていますが、360 人も減少した背景、また最も効果的な事例はなんのでしょうか。また、この取組みを小中学校にも活かしていければ良いなと思います。
- 県立学校教育課長 不登校に関してもそうですが、中途退学に関しては、きめ細やかな指導が重要であるという認識に立っております。まず体制としましては、スクールカウンセラーを全ての学校を網羅できるように配置しております。また、教育相談係をという先生方がいますが、授業時数を週 4 時間軽減するというものでしっかり対応できるようにしております。それから、新たな取組みといたしましては、教育相談就学支援員を配置しております。校内ではスクールカウンセラーが、来談があった子ども達に対応しています。教育相談就学支援員は訪問型ということで、学校に来ることができない生徒に対し家庭訪問し、生徒・ご家族と会いながら、家庭で相談を受けています。このように、両輪で指導を行ったことが効果をあげております。また、泊高校には生徒就学支援センターを設置しています。これは、学校になかなか馴染めない子ども達がすぐに辞めるのではなく、そこで一旦泊高校に籍を置いて、休学する形を取って、しっかりと生徒就学支援センターの先生方と相談しながら次の方向性について、目的意識を高めながら、場合によっては生徒達が戻る道も設けながら、そういったきめ細やかな指導をしているという結果の中で、改善してきているのかなと分析しております。
- 玉城委員 地域との取組みとか、生徒が地域に出向いて、そこで集団づくり、色々なことに参加するといった取組み等はないのですか。
- 県立学校教育課長 基本的には、今お話ししました取組みの成果であると考えておりますが、やはり学校によっては地域の伝統芸能等の継承ということで、地域の方々を交えながらそういった取組みをするといったことも奨励しておりますので、そういった地域の方々との関わりの中で、成長していく部分もやはりあるのかなと思います。

報告事項 5・平成 28 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、平成 28 年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者について報告を行った。

【質疑等】

- 新崎委員 年齢の高い合格者が年々増加しているとの話がありましたが、そのことに関して一点要望をしておきたい。ご承知のとおり、教員採用試験は、他の公務員試験と異なり、広く人材を集めるという趣旨から 5～6 年程前から受験年齢の上限を 35 歳から 45 歳に大幅に引き上げています。このことが年齢の高い合格者の増加した要因の一つではないかと思えます。これまではどちらかという学校現場で臨時任用や、非常勤職員として働きながら試験を受けて合格するというのが、ほとんどだったと思えます。受験年齢が引き上げられたことにより、他の職業に一定期間従事した後に、教員になる方々も増加しているのではないかと考えます。社会の様々な分野から人材を得るということは、学校現場に外の新鮮な息吹を入れることに繋がり、教育環境の改善に資するものと期待しております。本県の教育にとって、これらの人材をどのように活用していくのか、力を発揮させるのかが極めて重要だと思っております。行政においても是非、教師が勤務しやすい環境を整えて欲しいと思えます。それから、将来意欲と能力があれば、管理者として登用できるように受験条件を緩和するよう是非検討していただきたい。おそらく、高い年齢の合格者が管理者試験を受験する際、支障となるのは、教職経験だと思えます。その辺を、他の職業に就いていた期間も是非評価して、改善して頂きたいと思えます。

- 玉城委員 関連して、現役で合格した学生達は 22 歳である一方、45 歳で合格した方もいて、その差は 20 歳前後も差があります。そして、40 歳前後というのは学校現場ではミドルリーダーとして活躍が期待される年齢です。それが初任者として勤務するので、22 歳と 40 歳では物の見方、考え方に大きな違いがあると思えます。その場合、初任者を終えた後、先生方に対して、今後の教職員生活のあり方について、ライフプランをどのように立てていくのか、そのような研修等を計画しておられるのかを伺いたいと思えます。

- 学校人事課長 新崎委員からのご指摘は、勤務しやすい環境づくり、そして様々な経験を活かした方が教職経験に縛られない、その経験を加味した上での管理職試験の改善ということでした。まず、勤務しやすい環境づくりについてですが、業務の改善等の委員会も立ち上げており、今後も引き続き取り組んでいきたいと思えます。管理職選考試験につきましては、確かに受験者数が年々減少していることもございますし、幅広いところから管理職を採用するというところもあるかと思えます。こういった取組みが可能な場合は十分に検討していきたいと思えます。それから、玉城委員の御質問に関しては、まだ、これとやっていく訳ではありませんが、これまでも教育委

員会会議で、他県の教職員のキャリアステージに応じた取組みを紹介しているところ
でございます。一つはずっと学校現場で教諭として終わるというコース。あるいは学
校の管理職になって、違う視点から教育に携わるコース。または、教育行政、市町村
や県教育委員会の指導主事となって、また現場に戻るといったコースを予めパンフレ
ット等で示している都道府県もあり、本県でもどのようなことができるのかは今後検
討しなければならないと思います。昨年12月に中教審が、「チーム学校」「地域連携」
「教職員の資質向上」という中教審答申を3つ出し、臨時国会では教育公務員特例法
が一部改正され、資質能力向上についての指針を国が示し、その指針に沿った教員の
資質の向上に関する指標を各都道府県教育委員会で作らなければならなくなりました。
その指標を受けて研修計画等も見直さなければならないといったところです。教員に
対してどのようなことを求めるかというのを確立させていく中で、研修なり、採用な
り、ミドルリーダーの育成も含めて、そういったキャリアステージに応じたものとい
うのは、今後我々に与えられた課題かなと思いますので、関係課も交えて、色々と検
討していきたいと思います。法律化されましたので、そういったところでの取組みは、
今後、進めていきたいと思います。

(6) 非公開の決定

議案第1号から第3号までは人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項の規定により非公開とすることが、
全出席委員の同意により決定された。

(7) 議案審議

議案第1号・学校職員の人事について(非公開)

議案第2号・学校職員の人事について(非公開)

議案第3号・学校職員の人事について(非公開)

(8) その他

特になし

(9) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。